

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、健康増進事業に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進事業は、健康づくりと生活習慣病の予防、栄養の改善等を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助することなどを目的に行う相談業務、保健指導等の事業である。</p> <p>・健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 集団健診申込者の管理</li><li>2 健診の結果の管理</li><li>3 健康相談、健康教育、訪問事業、受診勧奨の履歴の管理</li><li>4 がん検診受診履歴及び受診勧奨事務</li></ol> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 健康管理システム(住民健診)</li><li>2. 団体内統合宛名システム</li><li>3. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表第一の76の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部保健福祉課 電話 0790-62-1000 / FAX 0790-62-6354
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部保健福祉課 電話 0790-62-1000 / FAX 0790-62-6354

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-③システムの名称	1. 健康管理システム(住民健診) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム(住民健診) 2. 団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月28日	I-5-①部署名	健康福祉部健康増進課	健康福祉部保健福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	—	課長	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	I-7 請求先	宍粟市健康福祉部健康増進課	宍粟市健康福祉部保健福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	宍粟市健康福祉部健康増進課	宍粟市健康福祉部保健福祉課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加		新様式によるもの
令和2年10月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月30日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和3年9月30日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和4年3月7日	I-1-② 実務の概要	・健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 1 集団健診申込者の管理 2 健診の結果の管理 3 健康相談、健康教育、訪問事業、受診勧奨の履歴の管理 4 がん検診受診履歴及び受診勧奨事務	・健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 1 集団健診申込者の管理 2 健診の結果の管理 3 健康相談、健康教育、訪問事業、受診勧奨の履歴の管理 4 がん検診受診履歴及び受診勧奨事務  ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。	事後	令和4年6月データ標準レイアウトの追加に伴うもの
令和4年3月11日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	令和4年6月データ標準レイアウトの追加に伴うもの
令和4年3月7日	I-4-② 法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	令和4年6月データ標準レイアウトの追加に伴うもの
令和4年3月7日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年2月24日時点	事後	見直しによる再算定
令和4年3月7日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年2月24日時点	事後	見直しによる再算定
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年2月24日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年2月24日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和3年9月1日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年2月24日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和5年9月1日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和5年9月1日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しによる再算定